

第二次佐久市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（素案）に対する意見募集の実施結果

1 意見募集の概要

第二次佐久市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（素案）	
募集期間	令和6年9月27日（金）から令和6年10月25日（金）まで
案件の公表方法	・ 佐久市ホームページへの掲載 ・ 佐久市役所本庁市民ホール、生活環境課、各支所経済建設環境係窓口に掲載用として設置
募集方法	郵送・電子メール・ファックス・ながの電子申請サービス・直接持参（生活環境課窓口）

2 意見募集の結果

提出者数	3名
提出件数	9件

第二次佐久市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（素案）に対して提出された意見の概要とそれに対する市の考え方については、下表のとおりです。

No.	意見	市の考え方
1	<p>【古布回収について】</p> <p>課題の中に古布回収に関する内容が含まれていないと感じるのですが、ぜひ対応策を検討していただきたいです。</p> <p>今年は1,000万円以上の税金を古布の処理費用として使用しています。</p> <p>もちろん中には使い古してボロボロになった布もあるとは思いますが、私が普段ごみの収集所で見かけるのはまだまだ着られそうな洋服が袋いっぱい詰め込まれて、それが山積みになっている光景です。瓶や缶、容器包装プラスチックについてもリサイクルやリデュースを進めるのはもちろんですが、それらは包装容器のため消費者の努力で減らすことには限界があります。それらを扱う企業や中身を製造している食品等のメーカーが容器の工夫をしていくという企業としての取り組みが必要になってくると思いますが、古布ごみのリデュースは消費者にできることで、かつしていかなければならないことだと思います。</p> <p>まだ着られる服を古布回収に出すのではなく、もう少し長く着てみる、自分では着られなくなった服を誰かに譲る、必要としている人に循環していく、そういう取り組みや流れが必要だと思います。</p> <p>古布は、資源ごみとして回収するのではなく、必要とする団体がないか募集を募るとか、長く着るための呼びかけをすとか（3Rの推進のページ等にもぜひ載せていただきたいと思います。）、市民一人ひとりに働きかけていくことで、ものを大切に長く使う文化も育まれますし、結果としてごみも減り、税金の支出も減っていくので市にとっても私たち市民にとってもメリットのあることだと思います。</p> <p>企業と提携して古布の回収をしたり、ワークショップを開いたり、施設に寄付したり、できることはたくさんあると思うので、ただ集めて捨てることに私たちの税金を捨てるのではなく、古布ごみの発生そのものを抑制する方向に動いていただきたいですし、そのことについても基本計画に入れていただきたいと思います。</p>	<p>本市では、資源として「古着・古布」を回収しておりますが、一部はリユース品として再利用されております。具体的には、回収した「古布・古着」は、委託業者によって選別され、状態が良く、まだ着られるものは古着として海外に輸出されており、それ以外の物も軍手やウエスとしてリサイクルされています。</p> <p>本計画では、「リユースを实践できる環境整備」として古着・古布に限らず、市民や事業者がリユースするための情報提供に努めることを施策として盛り込んでおります。いただいた古布に関するご意見は、今後の施策として、リユースやリデュースの観点から適切な回収と活用のあり方の参考とさせていただきます。</p>
2	<p>【ごみ袋について】</p> <p>ごみ袋の種類が多いこと、またサイズ展開が少ないことが結果として廃棄物を増やすことになっていると思うので、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ごみ袋を1種類にする ・ サイズ展開を増やす <p>を提案します。</p> <p>ごみ袋を1種類にする動きは実際にすでに小海町で実践されているので、ぜひ佐久市でも同様に取り組んでいただきたいです。ほとんど出すことのないごみのために、10枚セットのごみ袋を買わなくてはいけないことはとても負担です。</p> <p>また、小さいサイズのごみ袋があれば、ピン1本、ほんの少しだけ出</p>	<p>現在、廃棄物や資源物の種類に応じた指定袋を市民の皆様にご使用いただき、適正処理を推進しております。</p> <p>本計画では、分別を推進し利便性の向上を図るため、雑びんについて少量でも排出しやすい方法について検討を進めることを施策として盛り込んでおります。</p> <p>いただいたごみ袋のサイズや種類に関するご意見は、今後の施策の参考にさせていただきます。</p>

No.	意見	市の考え方
	<p>したい埋め立てごみなどをすてる時にも便利です。</p> <p>袋が大きいと、それを埋めるようにごみが増えてしまうこともあるし、少なくしようというモチベーションが湧きにくいです。</p> <p>ごみの減量化を目標にするのであれば、まずは小さなごみ袋を作って（小さい分環境負荷もかかりませんし、その分価格時も安くできると思います）、市民が意識的にごみを減らせるようにしていくのがいいと思います。</p>	
3	<p>【ごみの分別について】</p> <p>自治体ごとにごみの分別が異なるため、他地域から転居してきた人たちがごみの分別に戸惑いを感じることもあると思います。カレンダーを渡して終わりにするのではなく、ごみ分別の講習を積極的に行うなど市としてごみの分別や減量化に取り組んでいるという姿勢も見せていただきたいです。私自身も移住者なので、分別方法がわからなかったり、瓶の色分けが難しかったり最初すごく戸惑いました。最初につまずくとその後やる気をなくしてしまうので、移住者や転居者へのサポートとして、こういう会がありますよ、と紹介できるようなイベントやわかりやすい動画を用意するなどできることはたくさんあると思います。移住者を増やしていきたいという市のビジョンもあると思うので、この点もぜひ計画にいられていただきたいです。</p>	<p>本計画では、市外からの転入者の方や移住者の方に対して、分別方法が理解しやすい情報を提供することを今後の施策の一環としております。</p> <p>分別方法の理解促進に向け、本年度はYouTube 佐久市公式アカウントで容器包装プラスチックの出し方について動画によりご案内しておりますが、今後も出前講座など講習会の実施も含めて、様々な取組を検討してまいります。</p> <p>また、転入者の方や移住者の方も含め、地域全体で適切な分別が行われるよう、いただいたご意見を参考に引き続き環境整備に努めてまいります。</p>
4	<p>ごみ減量アドバイザー制度の導入を希望します。</p> <p>東信地区では、上田市や東御市、小諸市などがごみ減量アドバイザー制度を導入しています。</p> <p>佐久市は面積も広く、市役所の担当の方だけでは対応しきれないことも多くあると思いますが、例えばそれぞれの地区にごみ減量アドバイザーを設置し、協力してもらうことでごみの減量に対する市民の意識が高まり結果としてごみの量の削減にもつながるのではないかと思います。</p> <p>小諸市のごみ処理計画などをみると、ごみ処理の費用にどれだけの税金がつかわれているのか、原料や分別を行うことでどれだけの税金の削減になるのかなどがとてもみやすく書かれています。</p> <p>（これらの資料も行政だけで作るの難しいかもしれませんが、市民の協力があればできると思います。）</p> <p>ごみ減量アドバイザーの設置についても計画にいられていただきますようご検討をよろしくお願いします。</p>	<p>本計画では、わかりやすい情報発信や啓発を施策として盛り込んでおります。</p> <p>いただいたごみ減量アドバイザー制度に関するご意見は、市民の皆様意識向上に向けた取組として参考にさせていただきます。</p> <p>今後も引き続き、減量化や分別を促進できるよう適切な情報発信のあり方を検討し、地域と連携したごみの減量化を推進してまいります。</p>
5	<p>P34</p> <p>佐久市にずっと住んでいますが、臼田地区で生ゴミを堆肥化していることを知りませんでした。私は以前市の補助金を頂き、家庭用の生ゴミ堆肥化の機械を購入させて頂きましたが、その放熱の為、窓を少し開けて使用していましたが、その音でご近所迷惑になりそうでしたので壊れたのを機に、今では泣く泣く新聞紙にくるみ生ゴミを可燃に出しています。</p> <p>生ゴミは捨てればゴミですが堆肥化すれば資源となります。</p> <p>この取り組みは時代のニーズにも合いますし、焼却炉の負担も軽減され、素晴らしい取り組みだと思います。</p> <p>臼田地区だけでなく市内全域で取り組むべきだと考えます。</p> <p>ただ分別が更に複雑になりますので、協力できる家庭のみとし、事業者へは必須として実施すれば良いと思います。</p> <p>また臼田の施設で庭の芝や落ち葉なども持ち込めば受入れて頂けると嬉しく思います。</p>	<p>ご意見のとおり生ごみの堆肥化はごみの減量化や資源化に寄与し、焼却施設への負担軽減にもつながる重要な取組です。ただし、市内全域で生ごみを分別するためには、以下のような処理施設の能力や設備に課題があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・佐久市堆肥製産センターは設備の老朽化が進んでおり、他地域の生ごみを同センターで処理するためには、施設の全面的な改修と設備の大幅な拡充が必要となります。 ・新しい施設を建設する場合には、当該地域住民の皆様のご理解の下、周辺環境に配慮しながら用地選定を行い、適地を確保する必要があります。 <p>どちらの場合も施設整備に費用と時間が必要となります。また、生ごみの分別収集の体制整備や市民の皆様協力を得る方法についても検討が必要です。</p> <p>以上を踏まえ、生ごみの堆肥化は循環型社会の形成に向けた重要な取組であるため、他の処理方法との比較など総合的に検討を進めます。</p> <p>また、ご意見をいただいた「協力できる家庭や事業者からの実施」についても、柔軟な導入方法として参考にさせていただきます。庭の芝や落ち葉の受入については、現状では困難ですが、佐久市堆肥製産センターの運転状況を踏まえ、可能性を検討いたします。</p>

No.	意見	市の考え方
6	<p>P22, P44, P55</p> <p>[可燃ごみの減量化]</p> <p>臼田地区では生ごみを分別収集し、佐久市堆肥製産センターで堆肥化し、生ごみ分を減量化している。他方、臼田地区以外（旧佐久市・望月・浅科）では、生ごみを可燃ごみとして収集して焼却処理しているが、臼田地区と同様に生ごみを分別収集・堆肥化することにより減量化できる。</p> <p>また、令和4年度から製品プラスチックを可燃ごみとして焼却処理しているが、これも分別収集・資源化することにより減量化できる。</p> <p>P19, P44, P56</p> <p>[生ごみの堆肥化]</p> <p>上記のとおり佐久市全域で生ごみを堆肥化するためには、次の施策が必要になる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・佐久市堆肥製産センターの拡充・補修、または新施設を別の場所に設置 ・生ごみ分別収集のため、市の収集体制の整備 ・生ごみ分別収集について、市民に周知徹底し、協力を依頼 <p>今まで、臼田地区だけで生ごみ分別収集を推進したため、臼田地区住民の負担が他地区に比べ大きかった（分別の労力、収集袋の購入等）ので、行政の公平を保つ意味からも、他地区でも開始されたい。</p>	<p>本計画では、可燃ごみの減量化については、食品ロス対策や水切りの啓発、生ごみ処理機等の普及促進などを施策として盛り込んでおりますが、ご意見のとおり生ごみの堆肥化や製品プラスチックの資源化は更なる可燃ごみの減量化に寄与するものと考えております。</p> <p>生ごみの堆肥化についての市の考え方は上記No.5と同様となりますが、公平性確保の観点を踏まえ、ご意見を参考にさせていただきます。</p> <p>製品プラスチックの資源化については、容器包装プラスチックと同様のルートによる資源化のほか、他の資源化方法も含め検討を進めます。なお、現在、容器包装プラスチックについては、市内の事業者へ圧縮梱包を委託し、その後日本容器包装リサイクル協会を通じて、パレットや再生樹脂として資源化されています。</p>
7	<p>P20, P44, P55, P56</p> <p>[製品プラスチックの資源化]</p> <p>令和4年度から、それまで埋立ごみとして収集していた製品プラスチックを、可燃ごみに変更した。最終処分量は減少したが、可燃ごみ焼却量が増加し、同様にCO2排出量も増加した。</p> <p>令和4年度に施行された「プラスチック資源循環法」に基づき、サーマルリサイクル（熱回収）ではなく、マテリアルリサイクル・リデュース（削減）・リユース（再利用）を主目的にプラスチックの資源化を図っていただきたい。</p>	<p>市の考え方は上記No.6と同様です。</p>
8	<p>P60</p> <p>[ごみステーション]</p> <p>市内に設置されているごみステーションを散見すると、建屋・囲い・標識・ネット等がなく、機能が十分発揮されていないものが多い。調査の上、市の事業として設置・補修をしていただけないか。</p>	<p>ごみステーションは、区や衛生委員を中心とした地域の皆様に自主管理いただいている施設であり、その運営には多大なご協力をいただいております。</p> <p>市内のごみステーションについて問題点が確認された場合には、地域の皆様と連携しながら、適切な支援策や改善策を検討してまいります。今後も地域の皆様と協力し、快適な環境づくりに努めてまいります。</p>
9	<p>P1</p> <p>[一般廃棄物処理計画]</p> <p>本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第6条第1項に規定する「一般廃棄物処理計画」のうち、「ごみ処理基本計画」だが、「生活排水処理基本計画」はすでに策定済みか。</p> <p>また、両基本計画に引き続き、実施計画も毎年策定する必要がある。それぞれ、策定の上公表されたい。</p>	<p>ご指摘のとおり一般廃棄物処理計画は、長期計画である「ごみ処理基本計画」、「生活排水処理基本計画」、各年度の計画である「ごみ処理実施計画」、「生活排水処理実施計画」で構成されております。</p> <p>「ごみ処理基本計画」である本計画については、策定後、速やかに公表してまいります。また、「ごみ処理実施計画」については、毎年度策定しており、佐久市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第4条第1項に基づき告示しております。</p> <p>なお、「生活排水処理基本計画」は本計画とは別に策定しております。</p>